



三十万円、ももらえないでは幾ら何でも人の毒だ。だから三十万円ももらえない人については国としてもできるだけの保護措置を講じてはどうか、こういう考え方で立案をいたしたわけでございまして、離職をされる人に対して手厚い保護ができるだけした方がいいじゃないかというお考えには、われわれも同調できる面があります。しかし、これはまたほかの産業とか、あるいはその他の問題等にもらみ合わせて考えると簡単に御趣旨に賛成するわけにもいかないと思つておるわけでございます。

○多賀谷委員 これは、三十万円といふ話をされますけれども、この加算金を合わせて三十万円になるという労働者はほとんどののですよ。少なくとも今対象になろうとする炭鉱、これらには実際は退職金がないのがかなりある。もらつてもほんのわずかです。これらの炭鉱というのは、一般的工場労働者その他で考えるような状態ではないと思うのです。ことに保安庁で勧告をして閉鎖する炭鉱も、同じような適用を受けるわけですからね、ですから、今彼らが頼んでいるのは、離職金が一番大きな再建に対する財源です。現在の三十日分でもそうなんですよ、現実は賃金未払いがもう続いているのです。その賃金の未払いも全部ももらえないでしよう、それは買い上げ代金のワクの二〇%ですから、賃金の未払いももらえない

と四千万円程度にこぎつけた。もう鉱害で全部なくなるわけです。そこでその労働者は結局百五十万円程度しかもらえないかったわけです。ですから、炭鉱の事情というものはそういうものでない。ほとんどもつていないので、こうおっしゃるけれども、実際の炭鉱の事情というのはそういうものでない。ほんどもつていないので、すからね、買い上げられる時点よりも前の状態を見れば、賃金未払いが続いているわけでしょう。ですから、ほとんど退職金はもらえない。そういうところの労働者はどのくらいかといふと、平均が少なくとも三年くらいの勤続年数です。ですから結局一万五千円ということになるのです。ですから、通産省の当局は、大臣は御存じないかも知れませんが、役人というのは非常にけしからぬと思う。こういう実情が十分わかつておりますながら、何か、三十万円退職金がもらえるのだろう、それならば、何もわざわざ十万円ということを答申に出す必要がないですよ。この十万円は、少なくとも退職金を含めて本人に手渡したいという意図ですかね、これは一つ大臣から答弁を願いたい。役人は大体知つておつてこういふ基準を書くのですからね、私はもう質問をしたくない。大臣どうですか。

のですけれども、三年未満の人には、やはり三十日分といえば、かれこれ一万五千円は一応もらう。そういう場合において、その上にまた何らかのものをおえよう、こういう意味で、これは他の方との比較をいろいろ考えて出した数字であります。しかし、せつから多く賀谷さんがそういうことを言っておられるのを、私が全然一顧だに值しないというような答弁をすることはいさぎかどうかと思いますので、もう一ぺん事務当局に検討させたいと思います。

○多賀谷委員 これは善処をお願いいたしたいと思います。

そこで、この離職金というのは、租鉱権者の労働者はもらいますか。

○中野政府委員 お説のような場合も、離職金は出ることになっております。

○多賀谷委員 租鉱権が買い上げられなくとも出ますか。

○中野政府委員 石炭鉱山整理交付金の対象になる山につきましては租鉱権の場合であっても、租鉱から離職される方には出ることになっております。

○多賀谷委員 それは、租鉱権も授権権とともに整理交付金をもらう場合でしょう。

○中野政府委員 その通りでござります。

○多賀谷委員 鉱業権者がもう買い上げの事前に租鉱権をつぶして、買い上げの申請をしたらどうなりますか。

○中野政府委員 お説のような場合につきましては、石炭鉱山整理交付金の対象になる場合に限定をされますが、さらによく研究した上で正確にお答えしたいと思います。

○多賀谷委員 おかしいでしよう。採

○中野政府委員 問題が非常に微妙でござりますので、担当の責任者をすぐ呼びまして正確に御返答申し上げます。

○滝井委員 ちょっとと関連して、Aという炭鉱がございまして、その租鉱権者Bというのがあるわけです。そうすると、その租鉱権者のBが保安の臨時措置にかかってしまうわけです。そうしますと、Bの出炭が、あれは三年ですか、三年以下の可採炭量しかないときには、これは自然に死んでしまう。保安にもかからないし、買い上げの対象にもならない。そうすると、これは一体どうするかという問題が出てきただけです。これは法案には書いてないのです。そういう場合を予想されていないところが、現実に起こってきました。そこでこれをどうするかということでおいろいろした結果、これは大蔵省と当時の今井さんが折衝をして、八谷さんもいらっしゃいますが、離職金をやることになったのです。これは特別なケースだった。ほんとうはそれを救おうとすれば、このAの租鉱権者であるBについても、同時に保安にかけたらよかったです。ところがそれが大蔵省とか、予算編成上の内輪の話し合いがあるわけです。ところが、こんなものは世間は知らないわけです。当然これはかけてやるべきだ。かけなければ、そ

この労働者は離職金ももらえないことになるという問題が出てきたのです。そうしますと、そのものにはそこで、これはやはり今後やらなければいけないかね、こういうことになつたわ、です。  
この前私が質問したように、五年以上の可採炭量しかないものは買い上げの対象にならぬ、ニュー・スクラップの対象にならないけれども、今後はそぞろに買いつては考慮するという言明を大臣がした。同時に労働大臣は、そういうものについては明らかに救職手帳をもげますと、こうなつたわけです。救職手帳をもらえば、これは普通の労働者とちつとも変わらぬから離職金も出されなければならないことになる。今後をさういう炭鉱も買い上げの対象になるわけですが、当然保安の臨時措置においても、そういう場合は救つてやらなければならぬ、こういうことになるわけですよ。そうすると、これは退職金もいかなければならぬ、理論的に当然そぞろなるのです。これは専門家に聞かなればならぬではなく、ここであなたが一番の専門家ですからね、労働省はこの前の私の質問で、明らかに救職手帳を出しますということを声明いたし、大臣も、五年未満の可採炭量しかないものについてはニュー・スクラップを今後検討します、こういう答弁をしているのですから、これは租鉱権についても当然やらなければいけないかね、買いつてはいけられるとか買ひ上げられないとかいふことは関係ない。合理化というののは、買い上げるだけではない。石炭の値段をどんどん下げていつたらやつていけばいいから、合理化にかかるわけですよ。もしそういう炭鉱を許せば、そぞろ

いう炭鉱がダンピングをやつたら石炭市場はだめになってしまふ。だからこれは自然につぶしていくが、同時に、その労働者は救済をする。雇用計画にもこれは乗ってこなければならぬ。これは乗ってくるわけでしょう。雇用計画に乗らぬことになつたら大へんなことですよ。だからこれは当然雇用計画に乗ることになる、どうです。これは。雇用計画に乗れば、当然あなたの方も出さなければならぬことになる。

八  
卷之三

○北川説明員 今回の法律改正で救職手帳をおやりになるのでしよう。  
○滝井委員 尋ねしますが、そういう場合は救職手帳の対象となるのは、非常に広く、合理化の犠牲になる者を対象として求職手帳を発行いたします。御指摘のようなものは、当然求職手帳の対象に含まれるわけあります。  
○滝井委員 そうしますと、今の場合を少し縮めていけば、今後は離職金をもらう人は全部十万円の加算がつきますが、それはつくと言つてもらえばいいのです。  
○中野政府委員 石炭鉱山整理交付金をもつて山を締めて、そこから出る離職者に対しては、離職金が出るわけですから、ケースで処理したいというふうに考へております。今のは三十五条の七の運用解釈の問題だと思いますので、今大臣が御答弁になりましたように、出てきた事例に応じて適宜ケース・バイ・ケースでございます。今度の法律が通りますれば、者には、今度の法律が通りますれば、もちろん加算金が全部もらえるわけでござります。  
○多賀谷委員 ケース・バイ・ケースでやるような性格のものじゃないでしょ、これは個人の権利関係ですかね、それは、私が頼んで何とか入れて下さいというような個人的な話ならともかくとして、その人のもらえるかもらえぬかという支給条件は権利関係ですからね、これはいいかげんでありますからね。これはいいかげんであってはならぬわけですからお尋ねをしておるわけです。ですから問題は、ケー

ス・バイ・keesということではない。結局その租鉱権者の労働者はどうなつかという問題です。あなた方が知らないような租鉱権者が幾らでもおるといふことです。それは租鉱権者であるとか、斤先であるかという問題も残る。ですからあなたのように、整理交付金をもらうことによって整理をされる労働者であるということならばいいのですから、租鉱権者であろうと、採掘権者であろうと、あるいは斤先であろうと、請負であろうと、これならけつこううですね、一体どういうような解釈なんですか。

○中野政府委員 これは合理化法の三十五条の七に、はつきり条件が書いてあります。この条件に合致するかどうか、それを出てきた事例に応じて十分審査して、できるだけ整理交付金の対象にしてやることが実際に適合しておりますので、そういう意味合いで運務に従事した労働者、こう解釈しているわけですね。

○多賀谷委員 そうすると要するに、採掘及びに付属選炭並びにその他の業務に従事した労働者、こう解釈しているわけですね。

○中野政府委員 その通りでございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、組夫もいいわけですね、組夫も從事しているわけです。

○中野政府委員 三十五条の七の今多賀谷先生がお読みになりました石炭の採掘及びこれに附屬する選炭その他の業務に、交付金の交付の申請の日前三ヶ月以上引き続き従事していた鉱山労働者ということの解釈は、在籍の、いわゆるその山の使用者といふふうに今まで

で解釈いたして運用いたしておりました。

○多賀谷委員 在籍の山の使用者と、うのがわからぬわけですよ。山にはいるわゆる採掘権者の使用人もおるし、鉱業権者の使用人もおるし、組夫といふのもおるのですよ。仕事はあまり変化がないようなことをやっているわけですが、ただ雇用主が違う。仕事は変わらない。それから整理交付金をもらって閉山をすることも同じ。ですからこれは画一的に要するに、その作業に従事しておる者は、雇用主のいかんにかかわらず離職金をやるんだ、こう解釈されればはつきりするわけですが、どうですか。

○井手委員 ちょっと答弁をする前に、はつきりしておいた方がいいか、関連で一言。

○中野政府委員 昨年の十二月十二日の予算委員会で、その点ははつきりいたしておりましたから、間違いのないように、参考のために申し上げておきます。間違わぬよう、私は親切に申し上げております。

○井手委員 今御質問のようなケースにつきましては、その法律の解釈と從来の運用の問題でござりますので、十分過去の実例等もよく調査いたしました上で御答弁申し上げたいと思います。

○中野政府委員 きませんよ。昨年の十二月の十二日に大臣から明らかに、組夫も入りますという声明があつております。間違いございません。まず見てから御答弁なさ

く調べまして、調査した上でお答えしたいと思います。

○多賀谷委員 こういうことははつきり認識しておかないと、労働者の方は非常に困るんですよ。われわれは具体的の例をいろいろ知つておりますけれども、申し上げませんが、非常に困つておるという現実ですから答弁願いたいと思います。

そこで私は、整理交付金の算定の方法というのが実に問題だと思うのです。というのは、石炭鉱業合理化臨時措置法ができた当時と、今の事情とは非常に変わつておるので、変わつておるにもかかわらず、依然として同じような算定方法でいかれておるところに問題がある。第一、鉱区の量を調べて、可採炭量がどのくらい、実収炭量がどのくらい、安全炭量がどのくらいあるという、放棄をする炭鉱の鉱区の鉱量によって差をつけるという考え方には、おかしいでしよう。要するに、今時代はそういう時代じゃないと思う。封鎖をするものに価値がありますか、封鎖をするような炭鉱の鉱量といふのは、これはむしろ国民のものですよ。その鉱量に価値をつけて、そして多く持っている炭鉱の場合は非常に高い、それから長く稼働した炭鉱の場合には、鐵蓄施設その他がかなりあっても安い、こういうこと 자체が問題じゃないですか。今の状態の中で、整理基金を出すその算定の方式というものが、れども、やめるのに、お前のところは鉱量が非常に多いからといって高い値段をつける、お前のところは玄量が少

四

ないからといって、労働者は非常に多いけれども、それは安いのだというものの考え方がある。過去は別としてちょっと今の時点にはそぐわないのじゃないかと思うのです。

○福田國務大臣 お説でござります

私もやはり今後の合理化をしていく場合に、ある程度山にまだ相当なものがいるのとのことです、期待権といいますか、たとえば石炭なら石炭の値段が上がったような場合にはまだやれるという場合、そういうようなことがあってしかるべきだと思うのであります、そのときに、炭があるのとのないのと一緒にしてものを考えていくというのは、かえって趣旨に沿わないのじゃないか。ただその場合において、そこに就職していられる労務者の問題を考えることは、これはもちろん平等でなければなりませんけれども、私はそこいら辺のところはいさきか差がついてもいたし方がない、こう思つております。

○多賀谷委員 私は画一的なことを言つてゐるわけじゃないのですよ、ところが今の評価は、ほんと鉱量によつて左右されていると言つても過言でないのです。かつて鉱害施設を買いましたから、そのウエートもかなりあったわけですが、今は鉱害施設を買わないわけですから、坑道と鉱量一本

でやつてゐるわけです。それは非常に矛盾しているじゃないか。現に、合理化法による整理交付金の方が鉱山保安法の勧告による整理金よりも低い場合があるわけです。一方は保安をさぼつて、政府の命令によつて取りつぶす。一方はいわゆる合理化法によつて買上げてもうう。その買ひ上げてもうう方が、保安をさぼつた方よりも低い場合があるという現実です。こういう矛盾をどういうようにお考えですか。

○福田国務大臣 これはやはりあなたと私の意見の相違になるかと思います。

○多賀谷委員 保安を非常にさばつております。政府がお前のところは非常に悪いじゃないかと勧告をする、しかしどうしても勧告を聞かぬものですから、政府が強権をもつてつぶす。つぶして払う代金、この代金は、採掘権だと六百円です。本人が買ひ上げてもらいたいといって申請をする場合、これは何も保安をさぼつたりしないのですよ。ところが、このものよりも、その整理交付金の方が高い。すなわち合理化法に基づく整理交付金の方が低いという場合がある、それは炭量について計算するからです。ですから炭量で計算すること自体、私はあるフフクターとしては認めますけれども、ほとんどそれがウエートになつておるということ是非常におかしいじゃないですか。問題は、鉱害が一体どれくらいあるか、債務処理にどのくらいかかるのか、あるいは労働者の未払い金がどのくらいあるか、債権がどのくらいあるのだということも、やはり一つの要素にならなければならぬでしょう。ただ鉱量一本でいくといふものの考え方。

私は死蔵される鉱区にそれほどの価値はないと思うのです。これは一体どうですか。

○中野政府委員 今御指摘がありまして、たゞ、鉱山保安の臨時措置法によりまして貰い上げる場合の基準と、合理化法によりまして整理交付金の対象になる場合と、基準が違つておりますが、今までそういうことはなかつたのですが、最近二、三、トン六百円以下の評価になるというケースが出てきておることは、お説の通りでございます。こういう場合につきましては、で生きるだけ実情に合うよう運用をやらせるようにはいたしておりますが、やはり一定の事業団の買い上げの基準がござりますので、この基準を直さないとなかなかうまくいかぬというようなこともあります。しかしながらこれが大部分であるということございまして、今この問題について研究をいたしております。

○多賀谷委員 私は、ものの考え方として、死蔵する炭層の価値をいろいろ算定されておるけれども、それは一つの要素であるならば、私はいいと言つたのです。しかし、これが大部分であるというところに問題がありはしないか、もう少し極端に言うならば、もの考え方方が大手方能ですよ。それは鉱区の明治以来の権限を、先願主義を依然として継承する形ですよ。膨大な鉱区を持つて、設備はちょっとしかしてやつて、いかなくなつたという場合は、鉱区の觀念から見れば、私が申しました、前者よりも安い形ですよ。そういう矛盾を露呈するような算定方式というのは、考えるべきじゃないかと思うのです。それは合理化法が出

た当時は、御存じのようだ、いい炭鉱でどんどん能率を上げるために悪い炭鉱をつぶすのだ、こういう考え方でした。今もそういう考え方は残つておりますけれども、今的事情は違うでしょ、ほとんどみなお手上げをして、買上げ申請をしているのでよ。ですから、死蔵する鉱区をそれだけ価値判断する必要はないと思う。しかも鉱区というのは、個人が努力をして買った鉱区じゃないのですよ、ほとんどが明治以来の先駆主義による鉱区でしょ。ですから、この点は非常に矛盾させておる。現実に努力した経営者がもらいう代金は、鉱区がないから意外に少ないです。ですから今の時点においては、保安法による勧告によって整理されるという時期ですから、もう少し考えなければならぬのじゃないか。一体どういうようにお考えですか。ただ保安法による整理金と、合理化法による整理金とのアンバランスの是正だけじゃないですよ、ものの考え方を変えなければいかぬのじゃないですか。○中野政府委員 買い上げにあたっての算定のやり方等につきましては、いろいろな考え方があることは確かだと思います。しかし今までずっとこの方式でやってきておりますし、われわれましたように、過去の事態に対する将来的利益というようなものを放棄するわけでござりますので、これで炭量と坑道というようなもので評価をして買得る唯一の合理的な方法じゃないかと

いうふうに考えて実施してきておるわけでございます。いろいろ御批判はありますかと思ひますが、そういうことがあります。

○多賀谷委員 たとえは立地条件だけ非常に問題があるのですよ、あなたの方は山だけが幾らとか、炭が幾らとか、傾斜度が幾らとか、坑内のことだけを考えている。ところが北海道の山奥にある石炭は、これは価値からいいうならば、遠くに輸送できないのですから、常磐や九州の石炭とは違うのですよ。それを一律に換算しているのです。ただ山 자체のことを考えるからですかね、これは同じ一メートルの層でも、価値があるはずです。そういうことを全然考慮していない。あなたの方の価値だけを言うならば、それ自身に非常に矛盾があるから、これだけを金科玉条にする必要はないじゃないか、こう言つてゐるのです。ですからファクターとして入れるのはけつこうだ、しかししがはほとんどの要素になつてゐるというのはおかしいじゃないですか、こう言つてゐるわけです。

○中野政府委員 今御指摘がありましたが、どうな輸送の点等を入れたらどうかということ、なるほどもつともな点があるように思ひますが、しかばねを実際に算定する場合にどういうふうに計算をするかというようなことについて、非常に恣意的に陥るおそれもありますので、できるだけ客観的な基準をつくつて、公平にやるようく運用をいたしておるわけであります。いろいろ御批判の点は承つておきたいと

○多賀谷委員 承つても、直していかなければ何にもならぬ。それはばらしつとした基準を出せと私は言うのではありませんよ。しかも、これがほとんどのウエートを占めておるから問題だというのです。ですから、たとえば過去の出炭なら出炭、こういうような合理性のものだつてあるのです。出炭というものは設備に入るし、人員も入るし、今までの努力も入つておるのですよ。ですから過去の出炭といふものが、一つの大きな基準です。ところが、実際はそうではないでしよう。あなたの方が実際に評価する場合はほとんど鉱区ですから、こういう点は非常に異議常に問題がある。つぶしていく鉱区の価値をそれほど高く評価しなければならぬか、こういう点に私は非常に異議がある。かように考えて検討を願いたい。

くるし、それがどんなに小さい借金だつて、これが最後だから、債権者にとっては取り立てなければならぬといふ力みが出てくるわけですね。そうしますと、今まで通りの千円か、いろいろ見積もって千五百円程度では、それらの現地における鉱害被害者なり、債権者なり、未払い賃金、退職金等の要望に応ずることができないわけです。そこで今度は炭鉱はどうするかというと、持っている社宅とかあるいは土地を売り払うことになるわけです。ところが炭鉱が隆々としているときは、炭住の価格は、炭住を一棟売るといつても、一棟が二十万とか三十万で売れたのです。ところが今では、鉱区と抗戦が買い上げられてしまつたあの炭住というのは、鶴小屋にしか買わないのです。合理化事業団ですから、あととの炭住を一棟一万か二万にしか見ておらぬのです。今これを十万とか二十万で売ろうといつても、だれも買わない。そうすると、だんだん家屋の価格が下がってくる。それから土地の価格がだんだん下がってくる。今まで炭鉱のあつたときには、そこに店を出せるので坪当たり千円か千二百円しておつたのが、今、合理化事業団で炭鉱の土地を買うときには、幾らですか。筑豊あたりで、坪当たり二百円かそこらでも買わないですよ。二百円か三百円です。こういうように、合理化事業団が買うときでもそうです。ところがそれがべんべん草のはえる野原になつてしまつたときに、合理化事業団の出すような金を人が出すかといつたら、なかなか出さない。鉱業権者は開発銀行とか福岡銀行から差し押さえられたままで持つている、がた落ちに下がるのです。そこ

やはり評価の仕方はニュー・スクラップ方式と旧方式と違うところが出てきたので、別の方法でも、多賀谷君の立地条件だけでなくて、その持つている財産の価格ががた落ちに下がるという、ここをやはり見積もつてやる必要があると私は思うのです。これは何も坑道だけ、鉱区だけがその価格ではないけれども、今ではほとんど二束三文です。それは、志免炭鉱を評価をしたときに、ふろ場とか便所は帳簿価格一円になつておるので、一円しか見積もつておらぬ。炭鉱がつぶれるときは、そういうものです。評価価格は一円です。それではあまりかわいそですが、そういう点をそこに持つておる固定資産というようなものを、やっぱり幾つかプラス・アルファに、今後検討されるときには、これはおたくの方の法律ではないのだから、事業団の業務方法書の中で自由に討議をして、これは正しいと思つたら闇議了解ができるところでしよう。そこらあたりはもう少し中野さん、そういう点を考へてもうつて、大臣に闇議で言つてもうらうと、中小企業の代金その他の問題もこういうところから解決の糸口ができるとと思うのです。いろいろあなたも御苦心をされておると思いますけれども、そういう点、この法律が通るまでに、可採炭量一本やりでなくして、少しバラエティに富んだ評価の方法をぜひ検討してもらいたいと思うのです。期待しておりますよ。

先般も三井鉱山は美唄鉱業所四月日、山野鉱業所九月三十日、田川鉱業所來年三月三十一日、それぞれ閉山し、合理化事業団に買い上げを申請する、これを提案しております。一体どういう提案が許され得るか、三十八年度分については、法律が通過をして、新しい合理化審議会ができて、その合理化審議会によつて各地特別炭田別に出炭その他を決定して、それに沿うて各山において合理化を提案する、これが答申の骨子です。最も問題のところです。そうすると、今三井鉱山が提案をしていてる提案は、少なくとも三井鉱山だけで、三十六年度の統計を見れば、三山で二百五十七万トンです。今四百四十万トン三十八年度の予算を組んでおるけれども、もう二百五十七万トンは三井がその買い上げ申請のワクを食つてしまふ、しかもそこに出てくる労働者は九千八十四名、しかもこれだけには終わらない。私が先ほどから質問しておるのは、租鉱権組夫の話を聞いておるのは、ここであります。問題は、三井山野鉱業所を一つ例にとってみても、単にその労働者二千五百六名だけではなくて、それ以上の労働者がその辺の相鉱権者としておるわけです。ですから、出てくる失業者というものは、きわめて膨大な数字になる。そういう問題に対して、大臣はどういうようにお考えであるか。まず、手続としてどう考えるか、それからこれだけ急ピッチにくる合理化計画に対して、どういうようにお考えであるか。これをお聞かせ願いたい。

者が将来の経営の方針について労働組合と話しをしてはいけないというわけにはいかないと思います。それは私は、経営の内容については、どうしても経営が成り立たないから、こういうふうに自分としてはしたいのだというような話が出てくることも、私はやむを得ないんじやないか、こう思っております。それまで私たちがそういうことを制限するということは、炭鉱国管に移したような場合ならばできると思いませんけれども、私企業として一応認めている以上は、私企業が自分の範囲内で、将来の事業をどういうふうにしていくかということを従業員その他と話しをしたからといって、われわれはこれに文句をつけるわけにはいかない、こう思うのであります。ただし、これを買い上げの対象にするとか、あるいは今回の法的措置の対象にする場合においてはどういうことになるかといふと、従来申し上げております通り、たとえば三十八年度におきましては、審議会にかけて、炭田別地域別の計画をつくりまして、そして今度はそこで、事前のそういう話し合いがあつたかどうか、事前にそういうことを話しておった経営者もあるだろうし、山もあるでしょう、あるいはそういうことをしておらなかつた山もあるかもしれません、いずれにいたしましても、その炭田別地域別の計画が定まつた後ににおいて、正式に経営者と労働組合とが話をして、そして閉山をする、買い上げをしてもらおうといふことを申し出ることによって、これが最終的に実現される、こういうふうに解

釈をいたしております。従つて、たとえば三井なら三井でたくさん将来そういうものが出てゐるのではないかと思います。経営の内容と申しますは、事前にそういうよろづて、どういう想定だけで、私たちとしてはこの問題を云々するわけにはいかないと考えておるわけでございます。○多賀谷委員 この答申は次のように書いております。「政府が、毎年度、石炭鉱業審議会に諮問する地域別炭田別の整備増強計画は、生産体制の合理化と体質改善を計画的かつ段階的に実行していくため、一定の枠と方向を与えるものである。各企業は、この計画枠と方向のもとで、それぞれ労使が話し合ひ、今後の具体的方針を決定すべきである。」こういうようになつておるのである。ですから私は、第一の問題としては、形式的にもおかしいのではないか。それは五ヵ年計画というようなものなら別として、三十八年度に三山を開山しますよという計画は、これは将来の見通しの問題ではないのです。実質的にはこれは提案ですよ、四月一日から閉山をするという山を今までに出すのが、計画ですか、これは提案でしょう。しかもその提案が、今政府が考へているような政策を逸脱している。四百四十万トンのうち二百五十七万トンは、まず三井の方で廃山の申請をしますなんて言わると、これは大へんなことになりますよ。このほかに話す。そこそこはやはりちゃんと審議会といふものがあり、また石炭関係閣僚会議といふものがあり、あるいは閣議といふものがある。一体これらが申します粗鉱権が、これらの炭鉱にはみなつてゐる。その粗鉱権に従事する労働者は、ほぼ本鉱員と変わらぬぐらいの人数がある。一体これだけの膨大なものを昭和三十八年度にやろうとするその態度、これはどういうことにお考へであるか、二点お聞かせ

○福田国務大臣 労務者の関係について非常に配慮が足りなくなるのではなかといふ御趣旨だらうと思うのですが、その場合においては、われわれとしては十分にそれに見合うような雇用対策も含めて審議会にかけています。ただ、それと同時に、われわれの方と山でやろうとしても、われわれの方と一緒に、それがその範囲を逸脱しておるということになれば、こちらは法律でございませんが、やつちやつたのです。それで、それを無視しておるところを、一々われわれの方で監督していくわけにはいかないと思うのであります。○浦井委員 関連して、そこが認識不足なのです。一トントいえども、幾ら話し合つたって買い上げなどと言はれども、買い上げでもらわなくていい場合が出てくるわけです。どういう場合かといふと、まず労使双方が話し合つてしまつて、これは資本家側の圧力で話し合いをやる。どういう工合にやるかといふと、まず賃金の未払いをやる。賃金の未払いをやると、今度は、今労働者は配給所で物を買つておらず、そこで金券が出るか、あるいは現物でとらせる。ボーナスも分割払いでやつてしまふ。そうなりますと労働者の方は、もうこんな山にはおれぬ

ことになると、これは官僚統制で統制しているということになるのであります。ですから、そこまではわれわれとしてはたしかに予備的にそういうようなことを申し上げておるわけでございます。○多賀谷委員 この問題を云々するわけにはいかない、こう考へておるわけでは、その他の御心配なく、しかし整備の場合も含んでいるのです。○多賀谷委員 大臣、あなたは買い上げだけのことをおっしゃつておられるけれども、三井の場合はたまたま買い上げでも、三井の場合はたまたま買い上げですけれども、しかし整備の場合も含んでいるのです。

○福田国務大臣 そういうことを言うておるのであるが、正式の提案とわれわれは認めでないということであります。正式の提案ではなく、その会社内いろいろ話をしておることを、一々われわれとしては十分にそれに見合うよう認めであります。○浦井委員 関連して、そこが認識不足なのです。一トントいえども、幾ら話し合つたって買い上げなどと言はれども、買い上げでもらわなくていい場合が出てくるわけです。どういう場合かといふと、まず労使双方が話し合つてしまつて、これは資本家側の圧力で話し合いをやる。どういう工合にやるかといふと、まず賃金の未払いをやる。賃金の未払いをやると、今度は、今労働者は配給所で物を買つておらず、そこで金券が出るか、あるいは現物でとらせる。ボーナスも分割払いでやつてしまふ。そうなりますと労働者の方は、もうこんな山にはおれぬことになると、これは官僚統制で統制しているということになるのであります。すなわち、やめていくといふことは、どこかつてを始めに始めるのです。すなわち、やめていくといふことは、どこかつてを始めた方がいい、こうなるわけです。そういうふうに予備的にそういうことを申し上げておるわけでは、その他の御心配なく、しかし整備の場合も含んでいるのです。○多賀谷委員 単に買い上げだけではなくて、整備の方、これは三井とは違います。北炭その他で出でております。これらについても、今はやはり正式な提案ではなくて、最終的な提案としては、審議会のその計画ワクとその方向のもとで、こういう答申通りである、かように確認してよろしくございま

すか。○福田国務大臣 そういうことを言うておるのであるが、正式の提案とわれわれは認めでないということであります。正式の提案ではなく、その会社内いろいろ話をしておることを、一々われわれとしては十分にそれに見合うよう認めであります。○浦井委員 関連して、そこが認識不足なのです。一トントいえども、幾ら話し合つたって買い上げなどと言はれども、買い上げでもらわなくていい場合が出てくるわけです。どういう場合かといふと、まず労使双方が話し合つてしまつて、これは資本家側の圧力で話し合いをやる。どういう工合にやるかといふと、まず賃金の未払いをやる。賃金の未払いをやると、今度は、今労働者は配給所で物を買つておらず、そこで金券が出るか、あるいは現物でとらせる。ボーナスも分割払いでやつてしまふ。そうなりますと労働者の方は、もうこんな山にはおれぬことになると、これは官僚統制で統制しているということになるのであります。すなわち、やめていくといふことは、どこかつてを始めに始めるのです。すなわち、やめていくといふことは、どこかつてを始めた方がいい、こうなるわけです。そういうふうに予備的にそういうことを申し上げておるわけでは、その他の御心配なく、しかし整備の場合も含んでいるのです。○多賀谷委員 単に買い上げだけではなくて、整備の方、これは三井とは違います。北炭その他で出でております。これらについても、今はやはり正式な提案ではなくて、最終的な提案としては、審議会のその計画ワクとその方向のもとで、こういう答申通りである、かように確認してよろしくございま

労使休戦で労働者は月に三千人ずつやられたのですが、ストライキもやらぬといつておったのだが、三千人ずつやめた。いわんや今のような提案を会社側が出すとすれば、もうそれは、その買い上げを待たずしてやめてしまう。会社側は七十万くらいの特別退職金を出します、こうなりますから、もう早く現金をもらつて行つた方がいいということになる。なぜならば、大正鑄業みたいに、ぐずぐずしておつたら退職金の出ないもの出てくるぞということになる。だから、これは官僚統制でも何でもないのであります。有沢調査団の答申が出て、その答申を今から実施しよう、審議会を改組しようとする前に、会社で勝手にどこどこを今年つぶすのだ、こういう提案というか発表をすること自体が、これは政府に対する反逆ですよ。官僚統制ではない。政府に対する反逆以外の何ものでもないと思うのです。だから、こういう不安な状態を炭鉱につくるということは、朴政権よりも悪いですよ。池田内閣は、朴政権よりももっと悪い。だからこういう点は大臣、もう少し実情を御調査になつて、そして実態を見てもらわないと困る。買い上げの対象にならぬうちに、山はつぶれてしまうのですよ。私は今全部調べておりますから、いずれ私の質問の番になりましたら、一つ一つやりますからね。だから、それはやはり順序よく、外へ発表せずに通産省に出しておるでしょう。これはそうなつてお

りますよ。「各々の方向のもとで、そのい、今後の具体的ある。」といううなてあるのですからしてもらいいのですへ打ち揚げて、どうすというようなことは、ワクが第一、ウしかことしながれをあなた方がうす。だから、そうとあなたの方と違うは、われわれの主員会に主張して直と思うのです。そか。先に勝手に出そうして世間に公ていいのですか。  
○中野政府委員て、誤解があるとので、有沢調査団上げて、その解釈は思います。  
最初に書いてござ先生がお読みになでございますが、る閉山および合理あり、これらは、きものである」としまして、審議会は閉山を取り上げるんで、ここに書いて、これはあくまきめて、一定のワクと方向のもとでのある。従つて、的な決定は企業が決まりますよ。「各々の方向のもとで、そのい、今後の具体的ある。」といううなてあるのですからしてもらいいのですへ打ち揚げて、どうすというようなことは、ワクが第一、ウしかことしながれをあなた方がうす。だから、そうとあなたの方と違うは、われわれの主員会に主張して直と思うのです。そか。先に勝手に出そうして世間に公ていいのですか。  
○中野政府委員て、誤解があるとので、有沢調査団上げて、その解釈は思います。

て、事前に労使を決して禁ずるのを決して禁ずるの。ただ、これを会的な影響等で何も公表するのをり上げるわけでも政府で禁止すつふうに考えて、そういう個々のの取り上げると、それがほんたもございまくらままでありますれば、審議も考えておりまし  
眞 確認しておき  
の合理化計画にこの方の意見が一致  
業ですから、私もございません。  
出だと思うのですから、そこからとい  
うのにならないということになります。  
文化審議会の結論  
しないといけない。ところどころでやつてしまふ  
も、買い上げのとでやつてしまふ  
いをまとめてしまふ。つまり、つぶさ  
だけはしておる  
おって、今度はなげの対象にしな  
穴をしたもののはをしてくるので、わ  
ないといううめで明できればいい

を得なければなりません。ですから、そこには手をあげる御者は現物の配給を受けるのであります。かって三井は払い戻し金をつくらん下さい。三井はかが払われないのがうれしいのです。でも現物の配給をしておるのであります。それで、水攻め、土の減俸、そして後ろ盾を失つてくるのです。それで、そういう變則の方法で上げをしません。上げぬといふ、僕はそれを言ひます。それをやつた会員のことを言ひます。それが少くなくなりましたらしいのです。それで、上げぬといふことを言ひます。それをやつた会員のことを言ひます。

態が起こるかというと、労働者は離職金をもらえない。今の十万円の計算ももらえない。三ヶ月というワクがあるから、もらえないのです。こういう状態が出てきているわけです。大手の炭鉱で、私は名前を言うと工合が悪いから言わないが、出てきているわけです。こういうのをあなた方がもし許すとすれば、全部それをやりますよ。交渉がまとまらなければ、今言つたような未払い賃金が続く、現物配給をやる、現金が入らないからみんなやめてしまいますが、退職金ももらえない。そこで今度はおもむろに申請したらいい。そういうことは許さぬということをここで言明できなければ、私企業に対する干渉だとか何とかいうことで、話ばかりでは話にならない。画竜点睛を欠くことになる。そういうものは許さぬと、はつきり言つて下さい。

○上林山委員長 滝井君にお願いいたしますが、関連だから、またあなたは適當な機会に一つ発言を求めていただきたいと想います。答弁だけ許します。

○中野政府委員 御指摘のような場合におきまして、経営の行き過ぎがありますれば、われわれとして十分注意をしたいと思います。

○多賀谷委員 大臣、商工委員会出席されますね、それならば、大臣への質問は保留しておきます。

○上林山委員長 大臣の都合により、暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」

一	六	二	〇	二	〇	一	ジペー	段行	誤	正
一	五	三	石炭、鐵鋼	電力、鐵鋼						
一	四	五	池田	池田	よつて					
一	三	四	西なつて			うちで				
一	二	二	会長	國長						
一	一	三	事情	需要						
元	元	四	握る	掘る						
資本	資本	等	等を	資源						